



2022年8月29日

各 位

会社名 ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO 兼グループ CEO 小野 有理
(コード番号 6699 東証プライム)
問合せ先 専務執行役員 CFO 徳原 英真
(TEL 06-6302-8211)

第三者割当による第4回新株予約権 (行使価額修正条項及び行使許可条項付)の発行に関するお知らせ

当社は、2022年8月29日（以下「発行決議日」といいます。）開催の取締役会において、第三者割当による第4回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行を決議しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

また、当社は、当該取締役会において、2022年9月14日付で、当該時点で残存する第3回新株予約権の全部をその発行価額と同額で取得するとともに、取得した新株予約権の全部を、取得後直ちに消却することを決議しております。かかる取得に関する詳細につきましては、本日別途公表しております、「第三者割当による第3回新株予約権（行使価額修正条項及び行使許可条項付）の取得及び消却に関するお知らせ」をご参照ください。

本新株予約権は、上記のとおり第3回新株予約権の取得と並行して発行されるものですが、本新株予約権は、第3回新株予約権と同様に、現在資本市場において最も幅広く認知されている ESG 投資に関連する各種基準及びガイドライン等で定められる要素に適合する環境貢献又は社会貢献に資するプロジェクトに調達資金を充当することを計画し、かつ第三者評価機関より計画の妥当性についてセカンドパーティオピニオンを取得した新株予約権（以下「サステナビリティ新株予約権」といいます。）となります。詳細は、「3. サステナビリティ新株予約権としての適格性」をご参照ください。

記

1. 募集の概要

(1) 割当日	2022年9月14日
(2) 発行新株予約権数	17,000 個
(3) 発行価額	総額 22,950,000 円
(4) 当該発行による潜在株式数	1,700,000 株（本新株予約権1個につき100株） 本新株予約権については、下記「(6)行使価額及び行使価額の修正条件」に記載のとおり行使価額が修正される場合がありますが、上限行使価額はありません。 下限行使価額は当初951円ですが、下限行使価額においても、本新株予約権に係る潜在株式数は1,700,000株です。
(5) 調達資金の額	2,709,450,000 円（注）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 1,585 円 本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」といいます。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）（以下「東証終値」といいます。）の91%に相当する金額に修正されます。但し、修正後の金額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。

(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
(8) 割当予定先	モルガン・スタンレーMUFG 証券株式会社（以下「割当予定先」といいます。）
(9) その他	当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として、本新株予約権に関する第三者割当契約（以下「本第三者割当契約」といいます。）を締結する予定です。本第三者割当契約において、割当予定先は、当社が本新株予約権の行使を許可した場合に限り、当該行使許可に示された60取引日を超えない特定の期間において、当該行使許可に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できる旨定められます。割当予定先は、本第三者割当契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要します。

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

当社グループは、「ものづくりを通じてお客様の発展に寄与し、信頼を積み重ね、社会の豊かさに貢献する」という経営理念の下、「自動車機器事業」、「電子機器事業」及び「エネルギーソリューション事業」を主要な事業セグメントとし、活動を行っております。

昨今、脱炭素をキーワードに世界中で様々な取り組みがなされており、特に蓄電池を中心とした試みの伸長は目覚ましく、電気自動車での利用をはじめとして、再生可能エネルギーによる発電と組み合わせた形での産業用途や民生用途での利活用が進んでいます。

そのような環境の中、当社では今後の成長戦略として、2020年9月に更新した中期経営計画「DSA2021 再点火反転攻勢版」にて新たな経営ビジョン「車と家をものづくりでつなぐ」を定め、持続可能な社会の実現に貢献する「ものづくり企業」を目指すべく、「CO2排出の削減を目指す分野における技術開発」への取り組みを推進しております。その技術開発のための費用として、2021年3月に「サステナビリティファイナンスフレームワーク」を活用し第三者割当による第2回・第3回新株予約権の発行、及びバックアップローンを通じた資金調達の実行を決議いたしました。

しかしながら、第2回新株予約権に関しては予定通り行使が完了したものの、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を起因としかつてない原材料高や半導体を筆頭とした材料調達難に見舞われ、想定以上の業績への影響及び株価の下落が避けられず、第3回新株予約権に関しては行使が進みませんでした。結果としてバックアップローンの活用を併せて第2回新株予約権の行使により総額15億89百万円の調達を実現し、住宅向け次世代パワーコンディショナ（注1）及び蓄電システム、産業用三相パワーコンディショナ（注2）及び蓄電システム、並びにV2H（注3）システムの各設計開発に充当しましたが、当初の目的としておりました技術開発のための必要な資金としては不足する状況となっております。

さらに、当社の上記取り組みによる環境貢献の高い製品の需要はその後多方面で新たな引き合いをいただいております、更なる開発資金需要が高まっている状況です。例えば、住宅用次世代パワーコンディショナ及び蓄電システム並びにV2Hシステムの開発においても、従来のDC（直流接続）方式V2Hシステムのみならず、新たにAC（交流接続）方式によるV2Hシステムの開発も開始しました。

このように、供給の制約等足許の業績を抑圧する要因が多い中においても、当初計画していた新規開発計画に更なる案件が着実に増加しており、早急な取り組みが必要になっております。コロナ禍の長期化や、原材料高や半導体の調達難、また地政学リスクの高まり等により当社グループを取り巻く環境の見通しがさらに難しくなっていることから、近い将来に当社株価が第3回新株予約権の当初行使価額に達すると断言することが困難であると判断し、今回新たな条件での本新株予約権の発行を決議しました。なお、第3回新株予約権については、2022年9月14日付で全部を割当予定先より取得し消却する予定です。

本新株予約権は第2回・第3回新株予約権の発行目的と同様、全額を上記取り組みのための研究開発費用、設備投資資金等に充当する予定です。当社は本資金調達により、住宅向け次世代パワーコンディショナ及び蓄電システム、産業用三相パワーコンディショナ及び蓄電システム並びにV2Hシステムの設計開発を行い、CO2排出の削減に貢献すると共に災害時における再生可能エネルギーと蓄電池を利

用した電力インフラ構築にも貢献して参ります。

資金使途の対象となるプロジェクトは、ESG 投資に関連する各種基準及びガイドライン等に準拠する環境貢献又は社会貢献に資するプロジェクトに適合し、当社グループの経営理念、中期経営計画及びグループの成長戦略に合致するものです。

また、下記「4. 資金調達方法の概要及び選択理由」に記載のとおり、本新株予約権は当社が許可した場合のみ行使可能であることから、株式の急激な希薄化を回避するとともに、当社の資金需要及び株価の動向に合わせた資金調達が可能です。資金調達について多様な方法を検討した結果、健全な財務基盤を維持しながらも本件の実現によって将来的な企業価値の向上につながることとなり、既存株主をはじめとするステークホルダーの利益に配慮することが可能であると考え、本新株予約権の発行を行うことを決定いたしました。

なお、本新株予約権の発行により、当社グループの環境投資への積極的な取り組みを幅広いステークホルダーの皆様に認知いただけるものと考えております。

今回のエクイティ・ファイナンスにおける具体的な資金使途及び支出予定期間につきましては、下記「5. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載しております。

- (注1) パワーコンディショナ：太陽光パネルで発電した電力を家庭で使える電力に変換する機器です。太陽光に加えて蓄電池の電力を利活用する機能を備えたものをハイブリッド型と呼びます。
- (注2) 三相パワーコンディショナ：産業用途などで多くの電気を必要とするシーンに適したパワーコンディショナ機器です。一般家庭用向けよりも強い電力を得られる三相と呼ばれる電気に対応しています。
- (注3) V2H：「Vehicle-to-Home」の略で電気自動車(EV、PHV)への充電機能に加えて、自動車側に蓄えられた電力を家庭で使える電力に変換する機能を備えています。自動車の持つ大容量の蓄電池を活用し、利用シーンに合わせた最適な電力の利活用を可能にします。

3. サステナビリティ新株予約権としての適格性について

当社は、本新株予約権については、持続可能なグリーンプロジェクト及びソーシャルプロジェクトに係る資金調達並びにそれらの実行に関し、現在資本市場において最も幅広く認知されているESG投資に関連する基準及びガイドライン等である「グリーンボンド原則 (Green Bond Principles) 2021」、「ソーシャルボンド原則 (Social Bond Principles) 2020」及び「サステナビリティボンド・ガイドライン (Sustainability Bond Guidelines) 2018」(注1) で定められる4つの核となる要素(1. 調達資金の使途、2. プロジェクトの評価と選定のプロセス、3. 調達資金の管理及び4. レポーティング)を参照し、サステナビリティファイナンス・フレームワークを策定いたしました。サステナビリティファイナンスは、前述の4つの核となる要素に対し、適合していることを確認するために、第三者評価機関であるDNV ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社(以下「DNV」といいます。)

(注2) よりセカンドパーティオピニオン(第三者評価)を取得しております。

(注1) 「グリーンボンド原則 (Green Bond Principles) 2021」とは、グリーンボンドの発行に係るガイドライン、「ソーシャルボンド原則 (Social Bond Principles) 2020」とは、ソーシャルボンドの発行に係るガイドラインであり、「サステナビリティボンド・ガイドライン (Sustainability Bond Guidelines) 2018」と合わせて、国際資本市場協会 (ICMA) により策定されています。

(注2) 1864年に設立されたノルウェー・オスロに本部を置く第三者評価機関。ESG投資では、環境省のグリーンボンド発行支援者登録者(外部レビュー部門)や、低炭素経済に向けた大規模投資を促進する国際NGOである気候ボンドイニシアチブより認定を受けた検証者としてグローバルに活動し、国内外で多くのセカンドパーティオピニオン提供実績を有する組織。

4. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

本新株予約権の発行による資金調達(以下「本スキーム」といいます。)は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっております。本新株予約権の行使価額は、修正日の直前取引日の東証終値の91%に相当する金額に修正されます。但し、かかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることはありません。

当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、下記の内容を含む本第三者割当契約を締結いたします。すなわち、割当予定先は、本第三者割当契約に従って当社に対して本新株予約権の行使に係る許可申請書（以下「行使許可申請書」といいます。）を提出し、これに対し当社が書面（以下「行使許可書」といいます。）により本新株予約権の行使を許可した場合に限り、行使許可書に示された最長 60 取引日の期間（以下「行使許可期間」といいます。）に、行使許可書に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できます。また、割当予定先は、何度でも行使許可の申請を行うことができますが、当該申請の時点で、それ以前になされた行使許可に基づき本新株予約権の行使を行うことが可能である場合には、行使許可の申請を行うことはできません。

行使許可申請書の提出がなされた場合に行使許可を行うかどうかは、当社の裁量によって決定することができます。当社は、行使許可申請書の提出がなされた時点の当社の事業環境や資金需要、株価水準等を総合的に勘案し、行使許可を行うかどうかを判断いたします。

また、当社は行使許可を行った後、行使許可期間中に、当該行使許可を取り消す旨を割当予定先に通知することができ、この場合、通知の翌取引日から、割当予定先は当該行使許可に基づき本新株予約権を行使することができません。

当社は、上記の許可又は許可を取り消す旨の通知を行った場合には、その旨をプレスリリースにて開示いたします。

なお、当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額と同額にて取得することができます。

（２）資金調達方法の選択理由

本スキームは、当社が行使許可を通じて本新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることができるという特徴をもっており、当社の事業内容の進捗、資金需要及び市場環境等を勘案しながら機動的に資金を調達することができるため、一時に大幅な株式価値の希薄化が発生することを抑制しながら、自己資本を増強することが可能となる手法です。

当社は、今回の資金調達に際し、下記「（本スキームの特徴）」及び「（他の資金調達方法との比較）」に記載されている点を総合的に勘案した結果、本スキームによる資金調達方法が、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金ニーズに対応しうる、現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定いたしました。

（本スキームの特徴）

【メリット】

- ① 当社が行使許可を通じて本新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることができるため、当社の事業内容の進捗、資金需要及び市場環境等を勘案しつつ、一時に大幅な株式価値の希薄化が発生することを抑制しながら機動的に資金を調達することが可能となります。
- ② 本新株予約権の行使価額は、修正日の直前取引日の東証終値の 91% に相当する金額に修正されるため、株価変動に応じて機動的な資金調達が可能となります。なお、本新株予約権には下限行使価額が設定されており、行使価額の下方向修正には歯止めが掛かる仕組みとなっております。
- ③ 本新株予約権の目的である当社普通株式数は 1,700,000 株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されているため、希薄化の規模は限定的です。
- ④ 行使価額の上限が設定されていないため、株価上昇時には調達額が増大するメリットを享受できます。
- ⑤ 将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合、又は代替的な資金調達手法が確保できた場合等には、当社の選択により、いつでも残存する本新株予約権を発行価額と同額で取得することが可能であり、資本政策の柔軟性が確保されております。
- ⑥ 本新株予約権による調達金額は資本となるため、財務健全性指標が上昇します。
- ⑦ 割当予定先は、当社取締役会の承認を得ることなく、本第三者割当契約に基づき当社以外の第三者に本新株予約権を譲渡することはできません。

【デメリット】

- ① 本スキームは、当社の行使許可のもと、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って資金調

達がなされる仕組みであり、資金調達の進捗について下記のデメリットがあります。

- (ア) 株価が本新株予約権の下限行使価額を下回って推移した場合、割当予定先による本新株予約権の行使が期待できないため、事実上資金調達ができない仕組みとなっております。
 - (イ) 株価が下限行使価額を上回って推移している場合でも、市場出来高の水準に応じて、すべての本新株予約権の行使が完了するまでは一定の期間が必要となります。
 - (ウ) 当社から割当予定先に対して行使を指図することはできない仕組みであり、株価が行使価額を超えている場合でも、割当予定先が行使をしない限り資金調達ができない仕組みとなっております。
 - (エ) 一時に資金調達することはできず、当社株式の株価・流動性の動向次第では、実際の調達金額が当初の予定を下回る可能性があります。
- ② 割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については速やかに売却する予定であるため、割当予定先による当社株式の売却により、当社株価が下落する可能性があります。

(他の資金調達方法との比較)

- ① 公募増資等により一度に全株を発行すると、一時に資金を調達できる反面、1株当たりの利益の希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。
- ② 株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法として適当でない判断いたしました。
- ③ 第三者割当による新株発行は即時の資金調達の有効な方法となりえますが、公募増資と同様、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。
- ④ 株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）の発行条件及び行使条件は多様化しておりますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、行使価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。
- ⑤ いわゆるライツ・イシューには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューは、上記の株主割当増資と同様に、割当先である既存投資家の参加率が不透明であり、十分な額の資金調達を実現できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法としては適当でない判断いたしました。
- ⑥ 社債及び借入による資金調達は、一時に資金を調達できる反面、調達金額が負債となるため、財務健全性指標の低下につながり、今回の資金調達方法において一次的な手段としては適当でない判断いたしました。

5. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

① 本新株予約権に係る調達資金	2,717,450,000円
本新株予約権の払込金額の総額	22,950,000円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	2,694,500,000円
② 発行諸費用の概算額	8,000,000円
③ 差引手取の概算額	2,709,450,000円

(注) 1. 本新株予約権に係る調達資金は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であります。

2. 行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額が変動する結果、本新株予約権に係る調達資金及び差引手取の概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当

社が取得した本新株予約権を消却した場合にも、同様に本新株予約権に係る調達資金及び差引手取の概算額は減少する可能性があります。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、本新株予約権の発行に関する弁護士費用、評価算定費用、信託銀行費用等の合計額であります。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な用途

2021年3月に実施しました「サステナビリティファイナンスフレームワーク」を活用した第三者割当による第2回・第3回新株予約権の発行に伴う資金取得に関しましては、資金取得計画概算26億31百万円に対して、バックアップローンも併せて総額15億89百万円の調達が実行できました。

開発投資につきましては、計画通り進捗し、取得した資金についても充当しておりますが、当社の環境貢献の高い製品の需要はその後多方面で新たな引き合いをいただき、新たな資金需要が高まっている状況です。例えば、住宅用次世代パワーコンディショナ及び蓄電システム並びにV2Hシステムの開発においても、従来のDC（直流接続）方式V2Hシステムのみならず、新たにAC（交流接続）方式によるV2Hシステムの開発も開始しました。当初計画していた新規開発計画に更なる案件が着実に増加しており、早急な取り組みが必要になっております。このような中、本新株予約権の発行に伴う資金取得は当社グループの中長期計画実行には必要不可欠と判断し決議しました。

上記差引手取概算額2,709百万円については、下記表記載の各資金使途に充当する予定であります。

具体的な使途	運転資金額 (百万円)	設備資金額 (百万円)	支出予定時期
①住宅向け次世代パワーコンディショナ及び蓄電システムの設計開発並びに生産設備の増強等	816	122	2022年4月～2025年3月
②産業用三相パワーコンディショナ及び蓄電システムの設計開発並びに生産設備の増強	218	200	2022年4月～2025年3月
③各種V2H (Vehicle to Home) システムの設計開発及び生産設備の増強等	1,262	91	2022年4月～2025年3月

(注) 支出予定時期までの資金管理については、当社預金口座等で適切に運用管理する予定であります。また、DNV GLよりセカンドパーティオピニオンを取得したサステナビリティファイナンスフレームワークに従い、プロジェクトの進捗及び調達資金の充当状況につきましては年次で開示いたします。

上記各資金使途についての詳細は以下のとおりです。

① 住宅向け次世代パワーコンディショナ及び蓄電システムの設計開発並びに生産設備の増強等

昨今、我が国では再生可能エネルギーの需要が急速に高まっております。また、相次ぐ災害時において、電力インフラが一時的に失われることが課題となっており、速やかな電力復旧を可能にする製品の需要が膨らんでおります。加えて、2020年12月に環境省が「2030年再エネ倍増」を目指す脱炭素政策パッケージを発表した際においても、我が国における再生可能エネルギーのポテンシャルの大きさ、地域経済の活性化につながる可能性について言及されており、再エネ発電比率を上げていくために欠かすことのできない蓄電システムの市場は今後より一層の成長が見込まれます。そのような中、当社グループで取り組んでおります住宅向けパワーコンディショナ及び蓄電システムの設計開発のスピードを緩めることなく、かつ、市場の高い要求に応え続けるために次世代モデルの設計開発を計画しており、本新株予約権により調達した資金を運転資金として当該設計開発及び生産開始までに必要な費用へ、設備資金として製造機器等の設備投資へと、それぞれ充当する予定です。なお、充当予定金額につきましては、過去に実施した類似製品の設計開発などに要した費用を基に算定しております。

② 産業用三相パワーコンディショナ及び蓄電システムの設計開発並びに生産設備の増強

上記のとおり、我が国での再生可能エネルギーの需要の拡大基調は、昨今の国際的な潮流か

らも不可逆的なものと捉えております。また、災害時において学校や公民館、工場などがその地域の非常用電源インフラとなることを可能にする産業用三相パワーコンディショナ及び蓄電システムの設計開発を通じて、高まる再生可能エネルギーの需要に応えるだけでなく、持続可能な社会の実現に貢献できるものづくりを目指しております。本新株予約権により調達した資金につきましては、運転資金として当該設計開発及び生産開始までに必要な費用へ、設備資金として生産設備等の設備投資へと、それぞれ充当する予定です。

なお、充当予定金額につきましては、過去に実施した類似製品の設計開発などに要した費用を基に算定しております。

③ 各種V2H (Vehicle to Home) システムの設計開発及び生産設備の増強等

我が国においても、電気自動車が普及していく傾向にあり、その中で電気自動車の蓄電池の利活用が注目をされております。V2H システムは、電気自動車の蓄電池を住宅等に接続し、利活用の幅を広げるためのインフラとして必要不可欠であり、電気自動車の普及に伴い V2H システムの需要も拡大すると見込んでおります。また、当該システムの設計開発は、当社グループの新たな経営ビジョンである「車と家をものづくりでつなぐ」の実現に向けた重要な技術開発の一つと位置付けております。本新株予約権により調達した資金につきましては、運転資金として当該設計開発及び生産開始までに必要な費用へ、設備資金として製造機器等の設備投資へと、それぞれ充当する予定です。

なお、充当予定金額につきましては、当該システムの設計開発及び製造機器等の設備投資を見積もったうえで算定しております

なお、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は、本新株予約権に係る新株予約権者の判断に依存し、また本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。本新株予約権の行使により調達した資金は、上記①乃至③の各資金使途のうち、③を優先して充当いたします。

6. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使により調達した資金を、上記「5. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、当社事業の中長期的な発展を志向していく予定であることから、本資金使途は株主価値の向上に資する合理的なものであると判断しております。

7. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本第三者割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング (代表者：野口 真人、住所：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号) (以下「本算定機関」といいます。) に依頼しました。当該第三者算定機関と当社との間には、重要な利害関係はありません。

本算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、一定株数及び一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、行使価額の修正がなされる可能性があること、並びに本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本第三者割当契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、本算定機関は、評価基準日現在の市場環境等を考慮し、当社の株価 (1,585 円)、ボラティリティ (90.81%)、当社の配当利回り (1.58%)、無リスク利率 (-0.089%)、当社株式の流動性等について一定の前提を置いた上で、当社の資金調達需要、当社及び割当予定先の権利行使行動に関する一定の前提条件 (当社の資金調達需要が一様に発生すること、資金調達需要が発生している場合には割当予定先からの行使許可申請に対して当社がこれに応じること、それ以降については本新株予約権が残存する限り当社が当該行動を継続することにより割当予定先の権利行使を促すこと、割当予定先は当社からの行使許可が得られた場合には出来高の一定割合 (1~2%) の株数の範囲内で速やかに権利行使を実施すること、当社からの通知による取得が実施されないこ

と等を含みます。)を設定しています。

当社は、本算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額(1,350円)を参考として、既存株主への影響も考慮し、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額である1,350円とし、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行決議日の直前取引日の東証終値の100%に相当する金額の当初1,585円としました。本新株予約権の払込金額及び行使価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額とされているため、本新株予約権の発行価額は有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、当社監査等委員会から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、本新株予約権の発行価額は、本算定機関の算定結果と同額であり、有利発行に該当しないとした取締役会の判断については、法令に違反しておらず適法であるという趣旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権がすべて行使された場合に交付される株式数は1,700,000株(議決権数17,000個)であり、2022年3月31日現在の当社発行済株式総数8,153,401株及び議決権数79,315個を分母とする希薄化率は20.85%(議決権ベースの希薄化率は21.43%)に相当します。

しかしながら、①本新株予約権は原則として当社の行使許可をもって当初行使価額で行使されるため急速な希薄化には一定の歯止めを掛けることが可能であり、②本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使により調達した資金を、前述の資金使途に充当することで、当社事業の中長期的な発展を志向していく予定であることから、将来的に増大することが期待される収益力との比較において、希薄化の規模は合理的であると判断しました。

また、割当予定先が本新株予約権の全部を行使して取得した場合の1,700,000株を行使期間である約2年間にわたって売却するとした場合の1取引日当たりの平均数量が約3,400株であることから、当社株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高265,667株と比較して、上記発行数量は、市場で十分に消化可能であると考えております。

8. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名称	モルガン・スタンレーMUFG 証券株式会社		
(2) 所在地	東京都千代田区大手町一丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 田村 浩四郎		
(4) 事業内容	金融商品取引業		
(5) 資本金	62,149 百万円 (2022 年 3 月 31 日現在)		
(6) 設立年月日	1984 年 4 月 16 日 (モルガン・スタンレー・インターナショナル・リミテッド東京支店の設立日)		
(7) 発行済株式数	100,000 株 (2022 年 3 月 31 日現在)		
(8) 決算期	3 月 31 日		
(9) 従業員数	740 名 (2022 年 3 月 31 日現在、契約社員及び使用人兼務役員を含む。)		
(10) 主要取引先	機関投資家、政府機関、事業法人及び金融法人		
(11) 主要取引銀行	株式会社三菱UFJ銀行		
(12) 大株主及び持株比率	MM パートナーシップ 99.94% モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社 0.05%		
(13) 当事会社間の関係			
資本関係	割当予定先が保有している当社の株式の数：17,912 株 (2022 年 3 月 31 日現在) (注) トレーディング資産としての保有です。		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	該当事項はありません。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位：百万円。特記しているものを除く。)			
決算期	2020 年 3 月期	2021 年 3 月期	2022 年 3 月期
純資産	178,037	184,832	193,804
総資産	5,730,002	5,680,556	8,318,134
1 株当たり純資産(円)	2,010,134.72	2,086,849.23	2,188,148.79
純営業収益	91,531	87,462	98,467
営業利益	32,388	22,865	33,209
経常利益	32,425	23,072	33,629
当期純利益	22,428	15,432	23,028
1 株当たり当期純利益(円)	253,379.95	174,338.70	260,147.92
1 株当たり配当金(円)	126,745.00	87,245.00	260,150.00

※ 割当予定先であるモルガン・スタンレーMUFG 証券株式会社は東証の取引参加者であることから、東証に対して反社会的勢力に該当しないことに関する確認書は提出していません。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、必要資金の調達について、当社の幹事証券会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に相談し、資金調達方法の説明や提案を受け、当該提案の内容を含め、公募増資、MSCB、金融機関からの借入れ等の各資金調達方法について、「4. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由」に記載のとおり検討いたしました。その結果として、当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社より提案を受けた、モルガン・スタンレーMUFG 証券株式会社を割当予定先とする本スキームによる資金調達方法が、当社の株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら

成長のための必要資金を調達できるという点において当社のニーズに最も合致すると判断しました。

当社は、割当予定先が国内外に厚い投資家顧客基盤を有しているため、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき、今回発行を予定している本新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されることから、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権は、日本証券業協会会員である割当予定先による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

（３）割当予定先の保有方針及び行使制限措置

割当予定先と締結する本第三者割当契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定です。また、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については速やかに売却する予定である旨の口頭による報告を受けております。

また、当社は、東証の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項から第 5 項までの定めに基づき、割当予定先と締結する本第三者割当契約において、原則として、単一暦月中に MSCB 等（同規則に定める意味を有する。以下同じ。）の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB 等の払込日時点における上場株式数の 10%を超える場合には、当該 10%を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置（割当予定先が本新株予約権を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該 10%を超える部分に係る転換又は行使を制限する内容を約する旨定めることを含みます。）を講じる予定です。

（４）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先からは、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の口頭による報告を受けており、割当予定先の 2023 年 3 月期第 1 四半期報告書により、同社が本新株予約権の払込み及び本新株予約権の行使に要する十分な現預金及びその他流動資産（現金・預金 363,000 百万円、流動資産計 9,618,921 百万円）を保有していることを確認しております。

（５）株券貸借に関する契約

当社並びに当社の役員、役員関係者及び大株主は、割当予定先との間において、株券貸借契約を締結する予定はありません。

9. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（2022年3月31日現在）		
氏名	持株数（株）	持株比率（％）
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,066,100	13.30
ダイヤモンドエンジニアリング株式会社	705,516	8.80
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	541,000	6.75
ダイヤモンド電機取引先持株会	351,900	4.39
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN（CASHPB） （常任代理人 野村證券株式会社）	233,150	2.91
池永 辰朗	213,790	2.67
株式会社三井住友銀行	140,240	1.75
豊栄産業株式会社	140,000	1.75
楽天証券株式会社	123,200	1.54
池永 重彦	115,450	1.44

- （注） 1. 本新株予約権の募集分については長期保有を約していないため、本新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。
2. 「持株比率」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
3. 当社は、自己株式135,676株を所有しておりますが、上記の大株主の状況から除外しております（発行済株式総数に対する所有株式数の割合1.66％）。

10. 今後の見通し

今回の資金調達による2023年3月期の当社の業績に与える影響は、軽微であります。

11. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①希薄化率が合計25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東証の定める「有価証券上場規程」第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

12. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（1）最近3年間の業績（連結）

（単位：百万円）

	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
売上高	71,012	70,639	76,271
営業利益	511	2,247	492
経常利益	143	2,470	1,268
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株主 に帰属する当期純損失(△)	△1,776	95	1,287
1株当たり純資産額（円）	877.13	1,020.95	1,380.52
1株当たり配当額（円）	17.50	15.00	25.00
1株当たり当期純利益又は 当期純損失(△)（円）	△340.43	13.90	179.04

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2022年6月30日現在)

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	8,153,401 株	100.0%
現時点の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	—	—
下限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	—	—

(注) 上記潜在株式は、すべてストックオプション及び第3回新株予約権によるものですが、上記の通り第3回新株予約権については、2022年9月14日付で取得・消却を行う予定です。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
始 値	932 円	470 円	2,833 円
高 値	1,372 円	4,850 円	3,635 円
安 値	388 円	408 円	826 円
終 値	462 円	2,800 円	1,050 円

② 最近6ヶ月間の状況

	2022年3月	4月	5月	6月	7月	8月
始 値	999 円	1,041 円	961 円	1,132 円	1,600 円	1,610 円
高 値	1,258 円	1,140 円	1,145 円	1,789 円	1,982 円	1,670 円
安 値	826 円	903 円	846 円	1,102 円	1,522 円	1,425 円
終 値	1,050 円	941 円	1,131 円	1,614 円	1,639 円	1,585 円

(注) 2022年8月の株価については、2022年8月26日現在で表示しております。

③ 発行決議日前取引日における株価

	2022年8月26日
始 値	1,588 円
高 値	1,594 円
安 値	1,540 円
終 値	1,585 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による第2回及び第3回新株予約権の発行

割 当 日	2021年3月18日
発行新株予約権数	7,700 個 第2回新株予約権 4,200 個 第3回新株予約権 3,500 個
発行価額	総額 20,825,000 円 (第2回新株予約権1個当たり金 4,700 円、第3回新株予約権1個当たり金 310 円)
発行時における調達予定資金の額 (差引手取概算額)	2,631,625,000 円
割 当 先	モルガン・スタンレーMUFG 証券株式会社
募集時における発行済株式数	7,733,401 株

当該募集による潜在株式数	770,000株（本新株予約権1個につき100株） 第2回新株予約権 420,000株 第3回新株予約権 350,000株 上限行使価額はありません。 第2回新株予約権の下限行使価額は当初2,496円、第3回新株予約権の下限行使価額は当初3,744円ですが、下限行使価額においても、本新株予約権に係る潜在株式数は770,000株です。
現時点における行使状況	行使済株式数： 第2回新株予約権：420,000株 第3回新株予約権：0株（残新株予約件数3,500個）
現時点における調達した資金の額（差引手取概算額）	10億88百万円
発行時における当初の資金使途	①住宅向け次世代パワーコンディショナ及び蓄電システムの設計開発並びに生産設備の増強等 ②産業用三相パワーコンディショナ及び蓄電システムの設計開発並びに生産設備の増強等 ③V2Hシステムの設計開発及び生産設備の増強等
発行時における支出予定時期	①2021年4月～2023年3月 ②2021年4月～2023年3月 ③2021年4月～2023年3月
発行時における当初の具体的な資金使途の充当予定額	①600百万円 ②631百万円 ③1,400百万円
現時点における充当状況	第2回新株予約権については、計画通り、住宅向け次世代パワーコンディショナ、産業用パワーコンディショナ及び蓄電システム並びにV2Hシステムの開発投資に充当しました。

以上

ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社
第4回新株予約権
発行要項

1. 本新株予約権の名称

ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社第4回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期間

2022年9月14日

3. 割当日

2022年9月14日

4. 払込期日

2022年9月14日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権をモルガン・スタンレーMUFG証券株式会社に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式1,700,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 株式分割等の比率

(3) 当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

17,000個

8. 各本新株予約権の払込金額

金1,350円（本新株予約権の目的である株式1株当たり13.50円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初1,585円とする。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（東証終値のない日数を除く。）の東証終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権を行使することができる期間
2022年9月15日から2024年9月17日までとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 本新株予約権の取得
- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、合理的な方法により行うものとする。
- (2) 当社は、2024年9月17日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (3) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換、株式交付若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき公表を行った場合又は当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って取得日の2週間前までに通知をした上で、当該組織再編行為の効力発生日より前のいずれかの日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

- (4) 当社は、当社が発行する株式が株式会社東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
16. 本新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求の受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
 - (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求の受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
17. 新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に関して新株予約権証券を発行しない。
18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を第8項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとした。
19. 行使請求受付場所
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
20. 払込取扱場所
株式会社三菱UFJ銀行 十三支店
21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。
22. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号
23. その他
- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
 - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、代表取締役社長 CEO 兼グループ CEO に一任する。
- 以 上